令和 4 年第 10 回桶川市農業委員会総会 議事録

令和4年10月25日(火) 午後2時から

場所:桶川市役所3階 会議室305

【出席委員】	2 天沼省司、3 荒井昌和、4 荒岡克巳、5 岩﨑真一、6 植野成美、7 加藤
農業委員	俊子、8 砂川富夫、9 原島貞夫、10 堀口洋人、11 渡邉富二
【欠席委員】	1 秋山重樹
【傍聴人】	0人
事務局長	只今より、令和4年第10回桶川市農業委員会総会を行います。 本日は、農業委員11名のうち10名の出席があり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の開会要件を満たしていることを報告いたします。 それでは、次第の1「開会」を、岩﨑委員にお願いします。
岩﨑委員	(開会宣言)
事務局長	続きまして、次第の2「あいさつ」を、砂川会長よりお願いします。
砂川会長	(あいさつ)
事務局長	ありがとうございました。 それでは、これより議事に入ります。 総会会議規則第4条の規定により、会長に議長をお願いいたします。 (会長が議長に就く)
議長	只今議長の座を仰せつかりましたので、進行させていただきます。 それでは、次第の3「議事録署名委員の指名」でございます。 3番の荒井委員と、4番の荒岡委員にお願いします。
議長	それでは、次第の4「議事」に入ります。 第1号議案「農地法第5条の規定による許可申請の承認について」事 務局から説明をお願いします。
事務局	今月の農地法第5条の許可申請は、2件です。農地法第5条の許可申請ですので、農地を農地以外のものにして、所有権の移転や使用貸借権等の設定を行うものになります。 まず、第1号件についてご説明いたします。 譲受人・譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載の

とおりでございます。こちらは賃貸借権を設定する案件で、転用目的は店舗(コンビニエンスストア)です。申請地は、令和4年7月15日付けで農用地区域から除外されております。申請地は、第1種農地にも第3種農地にも該当しない農地であることから、農地区分は第2種農地と考えております。第2種農地は、周辺の他の土地に立地が困難な場合、もしくは、第1種農地の不許可の例外に該当する場合は許可することとなっております。例外的に認めるとされているものの中にある「流通業務施設、休憩所、給油所その他これらに類する施設」に該当し、立地基準を満たしていることから、不許可の例外に該当するものと考えております。建築面積は合計で208.15㎡で、合併浄化槽設置の上、前面の道路側溝に放流する計画となっております。計画地には、25台分の駐車場が設置される予定です。また、隣地との境界には、コンクリートブロックとフェンスを設置する予定です。

転用面積と転用の必要性については、土地利用計画図と併せて、理由 書をご覧いただければと思います。

都市計画法に基づく、開発の許可要件を満たしていることについては、桶川市建築課に確認済みとなっております。

事務局からの説明は以上です。

議長

ありがとうございました。

それでは、現地調査班長の渡邉委員に、現地調査の結果報告をお願いします。

渡邉委員

それでは報告させていただきます。

10月17日に現地調査を行いました。

申請地は適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。

議長

ありがとうございました。

それでは、第1号議案第1号件について何か質問等ありますか。

議長

無いようですので、お諮りします。

第1号議案第1号件について、ご異議ございませんか。

委員

異議なし。

議長

異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。

続きまして、第1号議案第2号件について、事務局から説明をお願い

します。

# 事務局

それでは、第1号議案第2号件についてご説明いたします。

譲受人、譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載の とおりです。

こちらは、一時転用の案件になりますので、将来的には農地へ復元することになります。一時転用の期間は最長3年間と決まっておりますが、この案件は許可後2年間となっております。

こちらは賃貸借権を設定する案件で、主な転用目的は仮設事務所用敷地です。

本件は、伊奈町側の土地に建築行為を行うにあたり、工事施工者の従業員の事務所及び駐車場が必要なことから、申請に至っております。なお、伊奈町側の建築敷地内には、工事の内容の関係で事務所用地を確保するのが難しい状況になっているとのことです。

転用面積は 2972 ㎡で、申請地全体に鉄板を敷いた上で、仮設事務所、 倉庫、合併浄化槽を設置する計画となっております。

排水の放流先についてですが、区域内北西側の水路へと接続されている集水桝があり、この集水桝に接続する予定となっております。水路と 隣接農地部分には、被害防除策として、巾木(はばき)を設置する計画 です。

農地区分は農用地区域内農地ですが、桶川市長より適合証明書が交付されておりますので、農用地区域からの除外申出をすることなく一時的に農地を転用することについて問題がないと認められている状況です。適合証明書の申請にあたっては、資金計画、復元計画などを審査の上、伊奈町側での建築工事完了後に農地への復元が十分に可能であることについて審査が行われております。

事務局からの説明は以上です。

# 議長

ありがとうございました。

それでは、現地調査班長の渡邉委員に、現地調査の結果報告をお願いします。

# 渡邉委員

それでは報告させていただきます。

10月17日に現地調査を行いました。

現地は十分な管理がされていない状況でした。

#### 議長

ありがとうございました。

ここで事務局から現地確認を再度行った結果について、報告をお願い

したいと思います。

# 事務局

10月17日の現地調査後に、事業計画者に連絡を取り、除草作業を依頼しました。その後、10月19日に除草作業が完了し、完了写真が提出されました。また、除草作業の際に出てきた家庭用ごみなどの廃棄物もある程度は除却したとのことでした。写真提出後に、事務局のほうでも、現地を確認しましたが、除草作業の完了を確認することができました。また予定地の表層部については、ごみが除却されている状況でした。事務局からの報告は以上です。

議長

ありがとうございました。

それでは、第1号議案第2号件について何か質問等ありますか。

荒岡委員

現地は道路から高くなっているが、造成計画はどうなっているのか。

事務局

造成計画断面図を添付しましたのでそちらをお開きください。基本的には、現況の地盤高を維持する計画ですが、区域東側に車両進入口を設けますので、その部分は整地行為として若干の切土が行われます。被害防除については、造成計画断面図を参照するとイメージがわきやすいと思いますので、ご確認いただければと思います。

議長

他に何か質問等はありますか。

無いようですので、お諮りいたします。

第1号議案第2号件について、承認とのことでよろしいですか。

委員

異議なし。

議長

異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。

続きまして、第2号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、第2号議案について説明いたします。

相続人、被相続人の住所、氏名、対象地番については、資料記載のとおりです。

農地の相続人が引き続きその土地で農業経営を継続していく場合に、 相続税の納税猶予を受けることができます。

納税猶予については、税務署で所定の手続きを行うことになりますが、税務署で手続きをする際に、農業委員会の証明書が必要となります。

この証明書については、相続人が引き続き農業経営を継続することが 見込まれる場合に発行が可能となっております。

被相続人の従事日数については年間 30 日、相続人の従事日数は 300 日となっております。相続人に確認を行いましたが、被相続人については、亡くなる日まで、相続人とともに農業を営んでおり、胡蝶蘭を栽培しておりました。これらの状況から、営農継続に関して支障がないと考えられます。また、現地についても、胡蝶蘭が栽培されており、適正に管理されている状況が確認できましたので、特段問題がないと思われます。

議長

ありがとうございました。

それでは、第2号議案について何か質問等ありますか。

議長

無いようですので、お諮りいたします。

第2号議案について、承認とのことでよろしいですか。

委員

異議なし。

議長

異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。

続きまして、第3号議案「農用地利用集積計画(案)の決定について」 事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、第3号議案について説明させていただきます。

基盤強化促進法に基づき、桶川市長より計画の決定を求められております。

申請数は、新規のものが1件3筆で、面積は7845 ㎡となっております。こちらは使用貸借権の設定で、期間は10年間となっております。新規の案件については、借受人の農作業従事状況から、耕作するうえでも問題はないと考えられます。

次に、賃貸借権を再設定する案件が1件6筆で、面積は5782 m²となっており、期間は3年間となっております。賃貸借権を再設定する案件については、借受人がこれまでも適切に農地を管理してきていることから、再度の利用権設定も問題がないと考えられます。

事務局からの説明は以上です。

議長

ありがとうございました。

それでは、現地調査班長の渡邉委員に、現地調査の結果報告をお願いします。

渡邉委員

それでは報告させていただきます。

10月17日に現地調査を行いました。

申請地は写真のとおり適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。

議長

ありがとうございました。

それでは、第3号議案について何か質問等ありますか。

議長

無いようですので、お諮りいたします。

第3号議案について、承認とのことでよろしいですか。

委員

異議なし。

議長

異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。

続きまして次第の5「報告事項」に入ります。

事務局からお願いします。

事務局

それでは、農地法第4条第1項第8号、農地法第5条第1項第7号の 規定による届出の専決処分の報告をいたしますので、農業委員会総会次 第兼資料をご覧ください。

農地法4条の届出が2件、農地法5条の届出が3件となっております。転用目的は、住宅敷地が4件、店舗敷地が1件となっております。

なお、令和4年9月16日から同年10月7日までに行われた専決処分となっております。

事務局からの報告は以上です。

議長

ありがとうございました。

それでは次第6「その他事項」について、事務局からお願いします。

事務局

農業委員会の日程についてお知らせいたします。

次回の現地調査は、令和4年11月17日(木)の午前10時から、第2 班が行いますので、市役所3階の会議室302にお集まりください。

また、次回の農業委員会総会は、令和4年11月25日(金)の午後2時から、市役所3階の会議室305で行いますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

議長 他に事務局や委員の皆様から何かございますか。 無いようでしたら、これをもちまして私の職責は以上でございます。 慎重審議ありがとうございました。 事務局長にお返しします。 事務局長 会長ありがとうございました。 それでは、岩崎委員に閉会をお願いいたします。 岩崎委員 (閉会宣言) 閉会時間 午後3時12分